

霧島市

地域猫活動等に関するガイドライン



令和6年8月制定

－ 目次 －

はじめに	1
1. 猫の定義	2
2. 猫に関する基礎知識	3.4
(1) 活動	
(2) 食事	
(3) 行動範囲	
(4) 繁殖	
(5) 尿スプレー (尿マーキング)	
(6) 鳴き声	
(7) 排泄	
(8) 爪とぎ	
(9) 寿命	
3. 地域猫活動等について	5
4. 地域猫活動等の進め方	6.7
(1) 活動グループを作る	
(2) 地域住民の合意	
(3) 活動のルール作り	
(4) エサやり	
(5) トイレの設置	
(6) 不妊去勢手術	
(7) その後の管理	
(8) 飼い猫化していくために	
5. 猫の進入防止対策	8

はじめに

本市においては、市民の皆様から猫に関する相談が多く寄せられています。具体的には、ふん尿や鳴き声等の生活環境被害を訴えるもので、そのほとんどは、飼い主のいない猫によって引き起こされています。

しかしながら、このような猫が増える主な要因は、不妊去勢手術をせずにエサを与え続けることであり、結果的に人の無責任な行動がこれらの被害を招いてしまっています。

このような中、これらの不幸な猫が一方的に嫌われ者になることなく、人と猫が共生できる社会の実現を目指すため、「地域の有志の方々が地域の理解と協力のもとに不妊去勢手術を行い、これ以上増えないようにした上で、適切なエサやり、食べ残しやふんの片づけを行う活動」いわゆる「地域猫活動」に取り組む民間団体が増えており、全国の自治体ではこれらの活動を支援する動きが広がっています。

このようなことから、本市におきましても、令和4年9月から公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」の利用を、令和6年4月から飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の一部を補助する「地域猫活動推進事業」を開始することとしました。

本ガイドラインは、これらの事業を円滑かつ適正に進めるため、本市における地域猫活動等に関する基本的なルールを示しています。

短期間で成果を出すことは難しい取組ですが、市民の皆様のご理解とご協力をいただければ幸いです。



1. 猫の定義

本ガイドラインでは、猫を以下のとおり定義します。

(1) 飼い猫

特定の飼い主（所有者）により飼養されている猫をいいます。

(2) 飼い主のいない猫

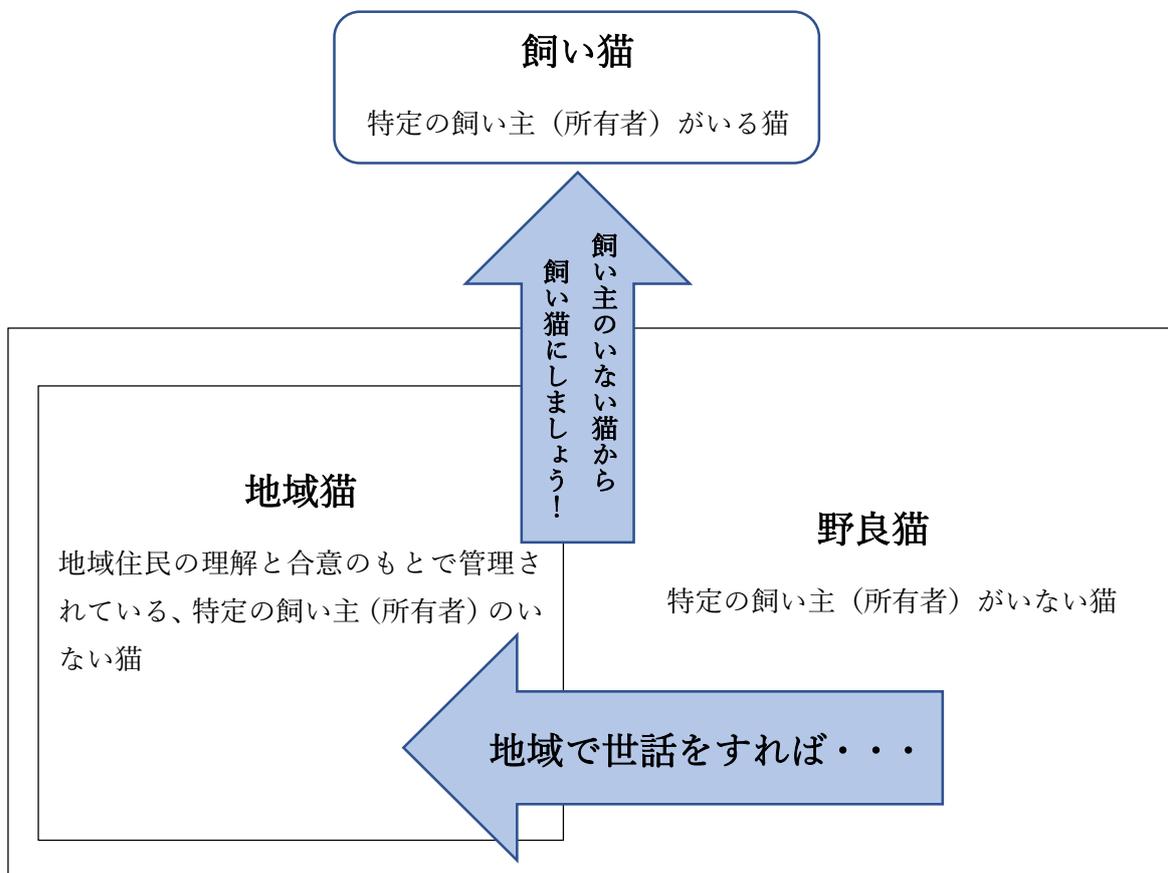
①野良猫

特定の飼い主（所有者）がおらず、屋外で人と関わりながら生活している猫、あるいは自活している猫をいいます（地域猫を除く。）。

②地域猫

地域住民の理解と合意のもとで管理されている、特定の飼い主（所有者）のいない猫をいいます。

※一定のルールに従って飼養管理されていない猫や、地域住民の理解と合意が得られていない猫は、「地域猫」ではありません。



2. 猫に関する基礎知識

猫の生態をよく知ることは、地域猫活動等を行う上で非常に重要です。また、猫による生活環境被害で困っている方も、基礎知識があることで対策が取りやすくなります。

(1) 活動

猫は、早朝と夕方に活発に行動する動物と言われており、基本的に昼間はよく寝ています。飼い猫は、飼い主の生活リズムに合わせて、昼夜問わず活動することがあります。

(2) 食事

猫は肉食の動物です。人や犬とは必要とする栄養素が異なり、自分の体で作ることのできるビタミンの種類なども異なります。人と同じ食べ物ではなく、総合栄養食として市販されているキャットフードなどを中心に、猫に必要な栄養素が管理されたエサを与えるのがよいとされています。

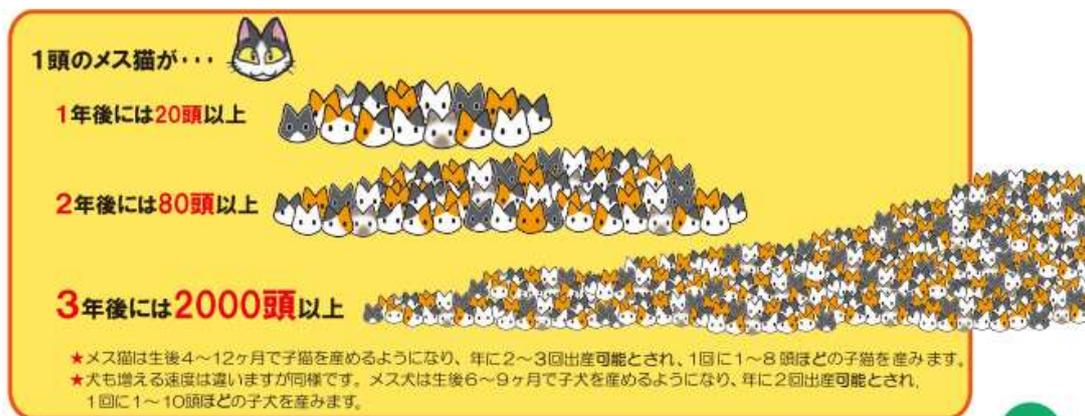
(3) 行動範囲

猫の行動範囲は、主に自宅とその周辺です。個体差やエサの状況により異なりますが、屋外に出る飼い猫の行動範囲は半径 50～100 メートル前後、飼い主のいない猫の行動範囲は半径 500 メートル前後、オスは、メスや去勢されたオスに比べて行動範囲が広いと言われています。

(4) 繁殖

メスは生後 4～12 か月で最初の発情があり、年に 2～3 回出産可能とされ、1 回に 1～8 頭ほどの子猫を産みます。

オスは発情期がありませんが、発情したメスの鳴き声や、フェロモンなどの匂いのアピールに誘発されて発情します。



資料：環境省パンフレット「もっと飼いたい？」

(5) 尿スプレー（尿マーキング）

尿スプレーは、立ったまま後ろ向きの姿勢で、尿を柱や壁などに吹き付ける行為です。自分の縄張りを示す行為であり、テリトリーを明らかにする時や、不安を感じた時に示す行動です。メスを引き付けるためのオスの性行動の一つとも解釈されていますが、去勢手術をすることでおさまると言われています。

(6) 鳴き声

飼い主のいない猫の鳴き声は、発情期や猫同士のケンカ、高いところに昇って降りられなくなったなどの緊急時がほとんどです。また、飼い猫の場合は、飼い主とのコミュニケーションのために鳴きます。発情期の鳴き声は、不妊去勢手術により、抑えることができると言われています。

(7) 排泄

猫はきれい好きな動物です。排泄場所としてやわらかい砂地やそれに似た場所を好み、排泄物を埋めて隠す習性があります。また、自分の臭いがついた決まった場所に排泄する習性があるため、トイレを設置することで、排泄をしつけることができます。

(8) 爪とぎ

猫の爪は下に新しい爪が生えてくるため、爪とぎをすることによって表面の古い爪をはがし、鋭い爪を出しています。また、爪とぎにはマーキングの効果もあり、肉球の臭腺から自分の匂いをつけています。

(9) 寿命

飼い主のいない猫の寿命は4～5年と言われています。屋外は猫にとって病気や事故などの危険が多く、寿命も短くなります。

飼い猫の場合でも、完全屋内飼育の猫の方が外に出る猫に比べて長生きし、20年以上生きることもあります。



3. 地域猫活動等について

飼い主のいない猫も地域住民で適切な管理を行えば、様々な被害を減らしていくことができます。また、地域猫は繁殖することがないため、継続することで徐々に猫の数が減少することが期待できます。

活動に当たっては、地域住民の理解と合意のもと、それぞれの地域の実情に合わせたルール作りが必要です。

(1) 地域猫活動とは

地域住民の理解と合意のもと「飼い主のいない猫」に不妊去勢手術を行った上、エサのやり方や清掃等に関するルールを定め、一代限りの命を全うするまで地域内で飼養管理を行う活動のことです。

(2) T N R活動とは

地域猫活動の基本となる考え方で、飼い主のいない猫を捕獲 (Trap) し、不妊去勢手術 (Neuter) を行い、捕獲した元の場所へ返す (Return) 活動のことです。



4. 地域猫活動等の進め方

(1) 活動グループを作る

地域猫の世話をする人が活動に取り組む主体となります。代表者を決め、住所の異なる2人以上の成人で構成し、グループで役割分担をしながら活動しましょう。

また、グループの人数は、取組地域の状況や猫の数を考慮した人数にし、役割分担等の負担を減らすため、できるだけ多くの参加者を募りましょう。

(2) 地域住民の合意

地域猫活動の実施には地域住民の理解が必要であり、一方的に行えばトラブルの原因になりかねません。

まずは、地域住民に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で行いましょう。地域で話し合いを行う際は、実際に活動を行う人、地域の代表者、猫が苦手な方、地域猫活動等に反対の方も含めるようにしてください。

事前に、各関係者が集まり現況を確認した上で、活動を始めることが重要です。

(3) 活動のルール作り

参加者で役割分担、ローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できるような体制を作ります。

トラブル・問題が発生した場合には、活動グループが責任をもって対処します。苦情や意見等は真摯に受け止め、記録として残しておくことで役に立ちます。

(4) エサやり

エサやり場は地域住民の迷惑にならない場所（自己所有の土地、所有者の許可を得た土地）に固定します。

エサは決められた時間に与え、それ以外は与えないようにしましょう。量は猫が食べきれただけを与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃をしましょう。置きエサは絶対にしないでください。野生動物が来たり、害虫発生や悪臭の原因となります。

エサや水は健康維持を考えて十分配慮してください。残飯を与えた場合には、猫のふん尿の悪臭を誘発し、また、猫が人間の食べ物の味を知ることによりゴミなどを漁ってしまうことがあります。



(5) トイレの設置

地域住民の迷惑にならない場所（自己所有の土地、所有者の許可を得た土地）にトイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。排泄場所は常に清潔に保ち、排泄物は速やかに片づけましょう。

また、排泄場所付近のごみやふんは、積極的に始末し、周辺美化に努めましょう。

(6) 不妊去勢手術

地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です。性成熟する前（生後6か月頃）にオス、メスともに行うことが望まれます。飼い主のいない猫の寿命は4～5年とされています。このため、地域の全ての猫に不妊去勢手術を行えば、不幸な子猫の繁殖が防げ、だんだんと数が減っていくこととなります。また、手術をすることにより性質がおとなしくなり、行動範囲が狭くなって、発情期の鳴き声やマーキングなども抑えられます。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術は、猫の捕獲が予定どおりいかないことや院内感染源となる可能性があるなど、獣医師の負担も大きいようです。事前に、活動に理解のある動物病院へ協力の依頼をしておくとい良いでしょう。

不妊去勢手術した猫は、識別措置として耳の先端をV字カットしましょう。未実施の猫との識別が可能になり、手術のために再び捕獲されるのを防ぐほか、地域の中で管理された猫であると認識されやすくなります。

(7) その後の管理

世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。

世話をしている猫には、首輪や名札等の目印をつけ、他の猫とは区別できるようにします。感染症予防の為、健康状態を把握し、病気の蔓延等にも気を付けましょう。

繁殖制限を受けていない猫が入ってきた場合など、個体把握をしていれば対処が早くなります。

また、エサ代や不妊去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金計算がしやすくなるというメリットもあります。

(8) 飼い猫化していくために

飼い主のいない猫は、栄養状態や病気、交通事故などのため、飼い猫と比べると短命です。飼い主として責任をもって飼養（屋内飼養を推奨）してくれる新たな飼い主を探す努力をしましょう。



5. 猫の侵入防止策

住民の中には猫が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人がいます。敷地内に入ってきた猫のふん尿に悩まされる場合もあります。また、猫がペットの小鳥や金魚をとったりする場合もあります。

ここでは、猫が家の敷地に入ってこられないようにする方法の一部を紹介します。

- 猫よけシートを進入路に置く。
- 木酢液・竹酢液を希釈して、猫の進入路に散布するか、スポンジや布等に染み込ませて置く。
- 庭にハーブ類を植える（ローズマリー、レモングラス等）。
- 猫は水を嫌うため、進入路、ふん尿をする場所に水をたっぷりと撒く。
- 大きめの砂利や軽石を敷いて、足場を悪くする。
- 市販されている忌避剤を使用する。
- 市販されている超音波発生器（センサーにより猫が通ると猫の嫌う超音波を発生させる機器）を設置する。

※個体差があるため、あまり反応しない猫もいます。

※みだりに猫に怪我をさせたり、虐待等に当たる行為は法律により罰せられますので注意して対策を行ってください。



霧島市 地域猫活動等に関するガイドライン

令和6年8月制定

編集・発行 霧島市 環境衛生課 環境保全グループ

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

TEL : 0995-45-5111 FAX : 0995-47-2522